

岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して支給する岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」とは、前条の趣旨を達するために、岩倉市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「価格高騰重点支援給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市の住民基本台帳に記録されている者（令和5年6月1日（以下「基準日」という。）以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次のア又はイのいずれかに該当する世帯の世帯主

ア 基準日において市の住民基本台帳に記録されている者であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割（以下「市町村民税均等割」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「令和5年度市町村民税非課税世帯」という。）の世帯主

イ アに該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年9月までに家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち、令和5年度分の市

町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年9月までに任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯であって、次に掲げる世帯のいずれにも該当しないものをいう。）（以下「家計急変世帯」という。）

(ア) アに該当する世帯として価格高騰重点支援給付金の給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

(イ) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、租税条約（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第2条第1号に規定する租税条約をいう。）による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、価格高騰重点支援給付金の対象としない。

（価格高騰重点支援給付金の支給等）

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、価格高騰重点支援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰重点支援給付金の金額は、1世帯あたり30,000円とする。

（受給権者）

第5条 価格高騰重点支援給付金の受給権者は、支給対象者とする。ただし、支給対象者が基準日以降に死亡した場合において、当該支給対象者の世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した支給対象者以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により代理申請が行われた場合は、当該代理人が受給することができる。

(令和5年度市町村民税非課税世帯の支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の通知書の送付)

第6条 市は、市において令和5年度市町村民税非課税世帯であることが確認できる世帯の支給対象者(以下「市町村民税非課税世帯支給対象者」という。)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付通知書(様式第1。以下「通知書」という。)を送付し、支給の申込みを行う。

2 前項の通知書には、市町村民税非課税世帯支給対象者が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和4年度岩倉市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)実施要綱(令和4年10月11日施行)に基づき支給された電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。以下「価格高騰緊急支援給付金」という。)の振込先として指定した金融機関の口座情報を記載するものとする。ただし、市町村民税非課税世帯支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の振込みを受けてから市内転居した者、価格高騰緊急支援給付金の振込みを他の市区町村で受けた者その他価格高騰緊急支援給付金の振込先として指定した金融機関の口座情報を市で把握できない者である場合は、この限りでない。

3 第1項の通知書の送付を受けた市町村民税非課税世帯支給対象者は、同項の支給の申込みを受けた際、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金辞退届出書(様式第2)により価格高騰重点支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

4 第2項ただし書に規定する者及び通知書に記載された価格高騰緊急支援給付金の振込口座以外の口座への振込みを希望する者は、振込みを希望する金融機関の口座情報を記載するとともに、次に掲げる書類を添付して、振込口座届出書(様式第3)を提出しなければならない。

(1) 公的身分証明書の写し等市町村民税非課税世帯支給対象者本人であることを証する書類

(2) 振込みを希望する金融機関の口座情報が分かる通帳、キャッシュカード等の写し

5 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、市町村民税非課税世帯支給対象者に対し、価格高騰重点支援給付金を支給するものとする。ただし、第3項の届出があったときは、この限りでない。

(市町村民税非課税世帯支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の支給の方式)

第7条 市町村民税非課税世帯支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、市町村民税非課税世帯支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

(1) 価格高騰緊急支援給付金支給口座振込方式 価格高騰緊急支援給付金の振込先として指定した金融機関の口座（以下「価格高騰緊急支援給付金支給口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 市町村民税非課税世帯の支給対象者が前号の口座以外の口座を振込口座届出書に記載して提出し、市が当該記載された指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市にその旨を届け出て、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(家計急変世帯の支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の申請及び支給の方式)

第8条 家計急変世帯の支給対象者(以下「家計急変世帯支給対象者」)は、価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとするときは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(様式第4。以下この条において「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、簡易な収入(所得)見込額の申立書(様式第5)を添付しなければならない。

3 家計急変世帯支給対象者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、家計急変世帯支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

(1) 郵送申請方式 家計急変世帯支給対象者が申請書を郵送により市に提出し、市が家計急変世帯支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 家計急変世帯支給対象者が申請書を市の窓口を持参し、市が家計急変世帯支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 家計急変世帯支給対象者が申請書を郵送により市に提出し、又は市の窓口を持参し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 家計急変世帯支給対象者は、申請書の提出にあたっては、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、家計急変世帯支給対象者本人による申請であることを証しなければならない。

(市が通知書を送付しない令和5年度市町村民税非課税世帯の支給対象者等に対する価格高騰重点支援給付金の申請及び支給の方式)

第9条 市において令和5年度市町村民税非課税世帯であることが確認できない世帯であって、令和5年度市町村民税非課税世帯に該当する世帯の支給対象者及び第3条第1項第2号に規定する者は、価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとするときは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（様式第6）により申請を行うものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により申請を行う支給対象者の申請及び支給の方式について準用する。

(代理による申請)

第10条 支給対象者に代わり、代理人として第6条第4項の規定による振込口座届出書の提出又は第8条第1項若しくは前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、原則として、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点で、受給権者の属する世帯の世帯構成者である者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親類その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が第6条第4項の規定による振込口座届出書の提出又は第8条第1項若しくは前条第1項の規定による申請を行うときは、委任状（振込口座届出書の委任欄への記載を含む。）を市長に提出しなければならない。

3 市は、代理人に対し、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求め
ること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものと
する。

4 市は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては市の住民基本
台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別
に定める方法により、当該代理人の代理権を確認するものとする。

(申請書の提出期限等)

第11条 第8条第1項及び第9条第1項の規定による申請の受付開始
日は、市長が別に定める日とし、申請書の提出期限は、令和5年10月
31日とする。

(支給の決定)

第12条 市長は、第8条第1項及び第9条第1項の規定により提出され
た申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、
当該支給対象者に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
支給決定通知書(様式第7)を送付するとともに、価格高騰重点支援給
付金を支給するものとする。

(価格高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第13条 市長は、事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、
申請の受付開始日等の事業の概要について、岩倉市公式ホームページそ
他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対
象者から第11条の申請書の提出期限までに第8条第1項及び第9条第
1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が価格
高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第5項の規定による支給決定を行った後、市が把握する
価格高騰緊急支援給付金支給口座(同条第4項の規定により指定口座の
変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座)に価格
高騰重点支援給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5
年11月30日までに当該指定口座への振込が口座解約、変更等により
できない場合は、本件契約は、解除されるものとする。

3 市長が第12条の規定による支給決定を行った後、当該申請に係る書
類等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわら

ず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年11月30日までに支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰重点支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 価格高騰重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。